

# 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

平成十六年六月二十九日

規則第五十七号

改正	平成一六年 九月 七日規則第七三 号	平成一六年一二月二八日規則第九七 号
	平成一七年 三月三一日規則第八二 号	平成二〇年 八月二九日規則第七八 号
	平成二二年 三月三〇日規則第四一 号	令和 元年 六月二八日規則第三号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則をここに公布する。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

(廃業等届出書)

**第一条** 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「法」という。）第四十八条第一項の規定による届出は、[様式第一号](#)の引取業廃業等届出書によらなければならない。

2 法第五十九条において準用する法第四十八条第一項の規定による届出は、[様式第二号](#)のフロン類回収業廃業等届出書によらなければならない。

3 法第六十四条の規定による届出は、[様式第三号](#)の解体業廃業等届出書によらなければならない。

4 法第七十二条において準用する法第六十四条の規定による届出は、[様式第四号](#)の破碎業廃業等届出書によらなければならない。

5 前二項の届出書にはその事業に係る許可証を添付しなければならない。

(許可証の再交付)

**第二条** 解体業者又は破碎業者は、その事業に係る許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、当該許可証の再交付を知事に申請することができる。

2 前項の規定による申請は、解体業者にあつては[様式第五号](#)の解体業許可証再交付申請書を、破碎業者にあつては[様式第六号](#)の破碎業許可証再交付申請書によらなければならない。この場合において、許可証のき損又は汚損を理由として申請するときは、当該許可証を添付しなければならない。

(休止届出書)

**第三条** 解体業者又は破碎業者は、その事業の全部又は一部を三十日以上休止しようとするときは、解体業者にあつては[様式第七号](#)の解体業休止届出書により、破碎業者にあつては[様式第八号](#)の破碎業休止届出書により、あらかじめ知事に届け出なければならない。

(閲覧所)

**第四条** 知事は、引取業者登録簿及びフロン類回収業者登録簿（以下「登録簿」という。）を一般の閲覧に供するため、埼玉県使用済自動車引取業者等登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）をさいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号埼玉県環境部大気環境課内に設置する。

追加〔平成一六年規則七三号〕、一部改正〔平成一七年規則八二号・二二年四一号〕

(登録簿の閲覧)

**第五条** 法第四十七条（法第五十九条において準用する場合を含む。）の規定により登録簿の閲覧をしようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に所定の事項を記入して、当該職員の指示を受けなければならない。

- 2 登録簿の閲覧時間は、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までとする。
- 3 閲覧所における閲覧日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日を除く。）以外の日とする。
- 4 知事は、登録簿又は閲覧所について整理その他の理由により必要があるときは、閲覧時間を変更し、臨時に登録簿を閲覧に供しない日を設け、又は閲覧件数等を制限することができる。
- 5 知事は、前項の規定により閲覧時間を変更し、又は臨時に登録簿を閲覧に供しない日を設けるときは、その旨を閲覧所の見やすい場所に掲示するものとする。

追加〔平成一六年規則七三号〕、一部改正〔平成二二年規則四一号〕

（登録簿の持出禁止）

**第六条** 登録簿を閲覧する者は、登録簿を閲覧所の外に持ち出してはならない。

追加〔平成一六年規則七三号〕

（閲覧の停止等）

**第七条** 当該職員は、次の各号のいずれかに該当する者の登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則に違反し、又は当該職員の指示に従わない者
- 二 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそれらのおそれがあると認められる者
- 三 閲覧所において他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

追加〔平成一六年規則七三号〕

（知事に提出する書類の部数）

**第八条** 法、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）及びこの規則の規定により知事に提出する書類の提出部数は、三部（引取業及びフロン類回収業に係るものにあつては二部）とする。

一部改正〔平成一六年規則七三号〕

附 則

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、第一条第一項及び第二項並びに第四条（引取業及びフロン類回収業に係る部分に限る。）の規定は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成十六年九月七日規則第七十三号）

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月二十八日規則第九十七号）

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月三十一日規則第八十二号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成二十二年三月三十日規則第四十一号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日規則第三号）

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第1条関係）

引 取 業 廃 業 等 届 出 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(郵便番号)

住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

引取業者であった者の氏名 又は名称	
登録番号及び登録年月日	第 年 月 日 号
届出者と引取業者との関係	
廃業等の理由（該当するものに○を付すこと。）	1 死亡 2 法人が合併により消滅 3 法人が破産手続開始の決定により解散 4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散 5 登録に係る引取業の廃止

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

一部改正〔平成16年規則97号・20年78号・令和元年3号〕

様式第2号（第1条関係）

フロン類回収業廃業等届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(郵便番号)

住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条において準用する同法第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

フロン類回収業者であった者の氏名又は名称	
登録番号及び登録年月日	第 年 月 日 号
届出者とフロン類回収業者との関係	
廃業等の理由（該当するものに○を付すこと。）	1 死亡 2 法人が合併により消滅 3 法人が破産手続開始の決定により解散 4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散 5 登録に係るフロン類回収業の廃止

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

一部改正〔平成16年規則97号・20年78号・令和元年3号〕

様式第3号（第1条関係）

解体業廃業等届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(郵便番号)

住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条の規定により、次のとおり届け出ます。

解体業者であった者の氏名 又は名称	
許可番号及び許可年月日	第 年 月 日 号
届出者と解体業者との関係	
廃業等の理由（該当するものに○を付すこと。）	1 死亡 2 法人が合併により消滅 3 法人が破産手続開始の決定により解散 4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散 5 許可に係る解体業の廃止

備考 1 許可証を添付すること。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

一部改正〔平成16年規則97号・20年78号・令和元年3号〕

様式第4号（第1条関係）

破 碎 業 廃 業 等 届 出 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(郵便番号)

住 所

氏 名

Ⓢ

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条において準用する同法第64条の規定により、次のとおり届け出ます。

破砕業者であった者の氏名 又は名称	
許可番号及び許可年月日	第 年 月 日 号
届出者と破砕業者との関係	
廃業等の理由（該当するものに○を付すこと。）	1 死亡 2 法人が合併により消滅 3 法人が破産手続開始の決定により解散 4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散 5 許可に係る破砕業の廃止

備考 1 許可証を添付すること。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

一部改正〔平成16年規則97号・20年78号・令和元年3号〕

様式第5号（第2条関係）

解体業許可証再交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(郵便番号)

住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

解体業許可証を亡失(き損・汚損)したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則第2条第1項の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

許可番号及び許可年月日	第 号 年 月 日
再交付の理由	

- 備考 1 き損又は汚損の場合は、許可証を添付すること。  
2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

一部改正〔平成20年規則78号・令和元年3号〕

様式第6号(第2条関係)

破 碎 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(郵便番号)

住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

破砕業許可証を亡失（き損・汚損）したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則第2条第1項の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

許可番号及び許可年月日	第 号 年 月 日
再交付の理由	

- 備考 1 き損又は汚損の場合は、許可証を添付すること。  
2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

一部改正〔平成20年規則78号・令和元年3号〕

様式第7号（第3条関係）



解体業休止届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(郵便番号)

住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

解体業の一部（全部）を休止するので、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号及び許可年月日	第 号 年 月 日
休止に係る業務	
休止する期間	年 月 日から 年 月 日まで
休止の理由	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

一部改正〔平成20年規則78号・令和元年3号〕

様式第8号（第3条関係）

破 碎 業 休 止 届 出 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(郵便番号)

住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

破碎業の一部（全部）を休止するので、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号及び許可年月日	第 号 年 月 日
休止に係る業務	
休止する期間	年 月 日から 年 月 日まで
休止の理由	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 一部改正〔平成20年規則78号・令和元年3号〕